

# 令和2年5月分の

# 児童育成手当受給の方に、

# 給付金が支給されます！

## 板橋区児童育成手当臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済的に影響を受けているひとり親家庭や障がいのある児童を扶養している世帯等の生活を支援する板橋区独自の取り組みとして、児童育成手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

支給額 児童1人につき 30,000円

支給対象者 令和2年5月分の児童育成手当受給者

支給時期 令和2年7月中旬ごろ支給予定

支給方法 **原則、申請は不要です！**

「板橋区児童育成手当臨時特別給付金のお知らせ」をお送りした方の児童育成手当登録口座に振り込みます。

## ご注意

- ① 給付を希望しない場合等は、令和2年6月30日までに「板橋区児童育成手当臨時特別給付金受給拒否の届出書」（区ホームページ掲載）を郵送するか、窓口まで持参してください（郵送の場合は令和2年6月30日必着）。
- ② 原則、児童育成手当と別の口座を指定することはできません。
- ③ 指定口座への振込が口座解約等によりできない場合は、板橋区児童育成手当臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年11月末までに必ずご対応をお願いします（変更方法はお問い合わせください）。
- ④ 上記支給予定時期に振り込みがなかった方は、平成31年度以前の現況届が未提出など、必要な手続きがお済みでない可能性がありますので、お問い合わせください。

### 【問合せ先】

板橋区役所 子ども政策課 子どもの手当医療係（区役所1階⑥番） 電話 03-3579-2477

### 「板橋区児童育成手当臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

支給対象者の方に板橋区から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに板橋区の窓口または最寄りの警察にご連絡ください。